

議案第八号

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則（平成十八年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「三月」を「二年」に、「改築又は除却」を「又は改築」に改め、第二号中「改築又は除却」を「又は改築」に改め、「第四号」の下に「及び第八号」を加え、第三号中「改修若しくは除却」を「若しくは改修」に改め、「又は除却」を削り、第四号中「改修又は除却」を「又は改修」に改め、第五号を次のように改める。

五 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

第七号中「飼育又は」を「飼育、」に改め、「装着」の下に「又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取」を加え、同号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 秋田県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
第五号の次に次の一号を加える。

六 建築物その他の工作物（以下この号において「建築物等」という。）の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

市町村への権限移譲を推進するため、秋田県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に係る市町村への権限移譲対象事務を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村への権限移譲を推進するため、秋田県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に係る市町村への権限移譲対象事務を改める必要がある。

2 改正内容

権限移譲対象事務の範囲を次のとおりとすることとする。

- ① 2年以内の期限を限って設置される小規模仮設建築物の新築、増築又は改築
- ② 電柱並びに埋設されていない電線、ガス管、水管及び下水管並びにこれらに類する工作物の設置等
- ③ 建築物等（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に限る。）の除却
- ④ 秋田県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- ⑤ 捕獲した秋田県指定天然記念物に指定された動物の血液その他の組織の採取

3 施行期日

この規則は、平成28年4月1日から施行することとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）別表第七十二の三第一号の教育委員会規則で定める現状変更等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のもをいう。次号において同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>二 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である秋田県指定史跡名勝天然記念物（秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第三十四条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物をいう。第四号及び第八号において同じ。）に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域において行われるもの</p> <p>三 工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕であつて、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの</p> <p>四 秋田県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>五 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する</p>	<p>市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）別表第七十二の三第一号の教育委員会規則で定める現状変更等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のもをいう。次号において同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却</p> <p>二 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である秋田県指定史跡名勝天然記念物（秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第三十四条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物をいう。第四号において同じ。）に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域において行われるもの</p> <p>三 工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕であつて、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの</p> <p>四 秋田県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却</p> <p>五 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</p>

工作物の設置又は改修

六 建築物その他の工作物（以下この号において「建築物等」という。）の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

七 略

八 秋田県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

九 秋田県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

六 略

七 秋田県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着